厚生文教委員会　12月16日　教育委員会関係

◎佐藤正幸委員　付託された請願22号にも関連して、臨時教職員についてお尋ねしたいと思います。

請願には、お手元にあるとおりに請願項目の2つ目に「子供の成長に中長期的な見通しを持ってかかわることができるよう、正規の教員をふやすこと」と、こういう要請がございます。これは今、御説明もあった基本目標の4、教育基本計画の、「信頼される質の高い学校づくり」にも私は繋がるものだというふうに考えております。

しかし、この委員会でも取り上げてきましてけど、本来正規の職員が担うべき仕事を臨時教員の方が担なっている。臨時教員の方から見ると、正規として本当は頑張りたいのに採用されずに臨時教員のままになっているという状況があると思うんですね。そこで、参考までにお尋ねしたいんですけど、世代別に正規職員、臨時教員の割合といいますか、20代は正規どんだけの割合、30代はどれだけ、40代、50代、これもしわかるようでしたらお聞かせ願いたいと思います。

◎木下公司教育長　まず、全体の話でありますけれども、平成22年から27年までの5年間の推移ということで見ますと、正規教員の割合は約90%から約93%ということで増加している。当然臨時教員の割合は約10%から7%ヘと減少しているということです。

これを年代別に見ますと、20代と30代の正規教員の割合は増加傾向ということでありますし、臨時教員の割合は減少傾向。40代、50代はともに横ばいというイメージです。

27年度で見ますと、20代は約20%が臨時ですね。それから、30代は7%程度、40代は4%程度、50代は2%程度、そういったイメージです。

◎佐藤正幸委員　先ほども述べましたけれども、この中には正規として頑張りたいのに臨時のまま年月がたっていくと。さっきも少しありましたけど、今20代の方の臨時は20%ということもありますが、30代、40代となってベテランとして大事な役割を果たしていても臨時のまま。50になったらもう採用試験すら受けられなくなる。若い世代が今ざっと入ってきているので、これはこれで私大事なことだと思うんですけど、だからこそ30代、40代で一定の経験を積んだベテランと言われるような方々、これが臨時になっている。そこをしっかりと、正規になりたいという方はぜひ臨時教員の方の苦労と思いが報われるような、そういうふうな対応をぜひ私は要望しておきたいなというふうに思うんですね。

次の質問に関連して移るんですけど、臨時教員がふえてきているという理由に、定数崩しと俗論的に言われるものがあるというふうに聞きました。これは小泉政権のときに正規の教員の給与を臨時の教員にかえることができるという、こういう規制緩和があったというふうにお聞きしたんですけど、そこでこの定数崩しというのはどんな内容だったのか。恐らく今まで臨時教員の上限みたいなやつがあったのではないかなと思うんですけど、それが上限がどんなふうに変わったのかという、その辺もあればお聞かせ願いたいと思います。

◎木下公司教育長　小泉政権時代に規制緩和されたということで、平成13年度に義務教育国庫負担金制度が改正されております。それまでは常勤の教職員の給与のみが国庫負担の対象ということでございましたけれども、平成13年度から非常勤講師も一部国庫負担の対象になったということです。

◎佐藤正幸委員　今まで臨時教員はここまでとするみたいな上限みたいなやっというのは今まであったかどうかという、その辺はどうなんでしよっか。

◎木下公司教育長　そういった比率の面でキャップがかかってと、そういうことはございません。

◎佐藤正幸委員そうでしたら、この定数崩しは安易に適用していくところがないようにぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、今説明のあった基本計画の中間まとめ案、58ページのところを私見まして、改めて人事評価の問題ですね。これについてお聞かせ願いたいと思うんですけど、我々は教員評価制度は見直すべきだという立場でお聞きしたいんですね。教員の方の評価を給与に反映させる仕組みが既に導人されていると思うんです。今現在どうなっているのか、まず確認のためにお尋ねしておたきいと思います。

◎木下公司教育長　人事評価結果を給与に反映ということでございますが、これは当然一生懸命頑張っている教職員の努力に報い、また意欲を喚起するという制度でございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

県立学校の管理職は平成20年12月から勤勉手当に成績率を反映させていただいていると。24年の12月から市町の小中学校の管理職にも導入したということです。26年の12月の勤勉手当から県立学校の非管理職も対象に加えたということです。

◎佐藤正幸委員　ちょうど1年前、この委員会でもどうやら質疑があったようで、今日、推進されている福村さんおられませんので残念ですけれども、教職員給与の総額は決まっているんですよね。そうすると、その財源をどっから持ってくるかと。報道だと、去年の報道は扶養手当など1人当たり2,000円から3,000円カツトして加算分の原資にすると、こういう報道、恐らくそういう仕組みに今もなっていると思うんですけど、私はおかしな話だと思うんですよね。本来、必要とされる扶養手当を削って教員の評価のもんに充てるみたいな、どうもこれは私はおかしいのではないかなというふうに思うんですね。問題はその評価の基準は何なのかということだと思うんです。昨年の議事録を見ますと、教育長は正Lい評価、正しい反映と、今も意欲を喚起するというふうにおっしやいましたけれども、本当にそうなのか、一体その評価の基準は何なのか、お尋ねしておきたいと思います。

◎木下公司教育長　やはり今教職員の努力に報いるということと、意欲を喚起するといとであろうというふうに思います。そういった意味では、しっかりとした、教員の皆さんにも御納得をいただけるようなそういう評価基準であるベきだというふうに思っております。

こういった視点で、評価者によるブレを最小限にするという厳格な評価基準に基　づく評価を導人するということと同時に、評価の透明性を確保するために教員のあるべき姿を評価者、非評価者、教育委員会が同一の基準として共有できるような、そういうふうな形になるように我々努力しているということです。

◎佐藤正幸委員　汗を流した人が報われるとかめり張りのある給与体系とかとありましたけど、私はそれはいかがなものかというふうに思うんですね。というのは、実際民間企業でも成果主義が導入されていますけれど、非常に評判が悪いですよね。それはなぜかといったら、評価が上司や経営側の恣意的なものになりかねないと。教育の現場で私は尚更そういうことが起こりかねないと思うわけですよね。いろいろ今教育長おっしゃいましたけれども、しかしやっぱり給与に反映されるということになれば、教員の目が子どもではなくて管理職や行政のほうに　向けられてしまうのではないかという私は危惧をもっております。給与に差をつければ、教員同士お互いに力を合わせるとか、連携が壊されかねないというふうに私は思います。恐らく去年の報道では、富山、福井では管理職含めて実施してないということだと思うんですよね。私はそういう点ではいわゆる人事考課を市町の教育委員会に広げたりすることないように、この給与に差をつけるというやり方はやっぱり再考すべきではないかということを要望して、私質問終わりたいというふうに思います。

請願に関して1点だけありますので、後ほど1点だけお願いします。

◎佐藤正幸委員　1点だけ要望という形なんですけど、今ありました請願23号ですね。特別支援の教員不足、教室不足について私も一般質問で取り上げました。実は施設改善の要望もかなり大きいんですよね。この機会に申し述べておきたいのは、関係者の皆さんにアンケートとりましたけど、例えばこういう声があるんですね。「病弱なのに冷暖房の環境が整っていない。暑さのため体調を崩す生徒が何人も出てしまった」、これはごくまれなケースかもしれませんけれども、実際現場からこういう声もありますので、私はぜひ教育長におかれてはこうした意見にしっかり耳を傾けていただいて、一つでも二つでも前向きに改善ができるようにぜひ英断をこの機会に求めておきたいと思いますし、ぜひ委員の皆さんには立場の違いを超えてこの請願を採択してもらえるようにお願いしておきたいと思います。

以上です。